

柴田町立地適正化計画による事前の届出について

- ◆本町では、都市再生法特別措置法に基づく立地適正化計画を、令和4年5月に策定・公表いたしました。本計画の公表に伴い、都市再生特別措置法に基づく届出制度が始まります。
- ◆立地適正化計画の運用に伴う届出制度は、計画に定める各拠点区域内外における誘導施設の整備および住宅開発などの動向を把握することが目的です。

以下の行為に着手する**30日前**までに柴田町に**届出が必要**です。

【居住誘導区域外で届出が必要となる開発行為・建築行為】

(都市再生特別措置法第88条第1項)

- 開発行為・・・様式1-1
 - ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
 - ・1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
- 建築行為・・・様式1-2、様式1-3
 - ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
 - ・建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

【3戸以上の住宅開発・建築行為】



【1,000㎡以上の開発行為】



【都市機能誘導区域外で届出が必要となる開発行為・建築行為】

(都市再生特別措置法第108条第1項)

- 開発行為・・・様式2-1
 - ・誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合
- 建築行為・・・様式2-2、様式2-3
 - ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
 - ・建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合
 - ・建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

※柴田町が定める誘導施設一覧

分類	誘導施設
医療	病院（歯科医業は除く）
高齢者福祉	高齢者福祉施設
子育て	子育て支援施設
教育文化	高等教育機関（大学）
	図書館
	文化施設
	体育施設
商業	店舗面積が1,000㎡超の小売店舗
金融	金融機関、ATM
行政	行政施設

【都市機能誘導区域内で届出が必要となる行為】

(都市再生特別措置法第108条の2第1項)

- ・都市機能誘導区域内の誘導施設を休止、または廃止しようとする場合・・・様式2-4

【届出のフロー】

